

相続税の税務調査、実際に調査されることは?

昨年、父の相続があり相続税の申告をしました。財産が3億円程度あったので、税理士から税務調査に入る可能性が高いと言われています。税務調査の経験がないので、いざ入るとどういうことを調べられるか、今から不安です。税務調査ではどんなことを指摘されるのかをお教えください。



■税務調査までの流れ

前号で説明したように、相続税の申告で課税価格が2億円を超える割合は全体の約30%で、税務調査に入る割合も約30%ですので、財産が3億円の申告に対しては税務調査に入る可能性はかなり高くなります。

相続税の税務調査は、申告期限(相続から10ヶ月以内)を過ぎてから入ることになります。

通常の申告で入る調査は、「任意調査」です。任意調査の場合、調査官が突然、ご遺族の自宅に上がりこむことはありません。税理士がサインした申告書であれば、税務署から事前に税理士に連絡があり、日程の打合せを行います。

相続人の代表者の都合がつく平日を、税理士と調査官とで調整していきます。調査に入る場所は、原則として亡くなった方のご自宅になります。すでに自宅を売却したような場合は、相続に関する書類がそろっている場所で行います。

■税務調査当日の流れ

当日は、調査官が午前10時ぴったりに指定の場所に来ます。

まず、調査官は、亡くなった方の生前の様子について、何気ない世間話をしています。ご本人が生前働いていた仕事の様子を聞いたり、退職金の有無などを確認したりします。

そして、趣味、たとえばゴルフ、車、旅行などの話題となります。ゴルフや車が趣味であれば、ゴルフ会員権や車の申告漏れがないか、旅行ならどのくらいの頻度で行っていたか、つまり預金の使途の確認です。

さらに、ご主人の相続なら、奥様が以前働いていたことがあるか、ご自分の両親の相続で財産を引き継いだかなどを質問されます。これは、奥様の預金の形成原資の確認です。

専業主婦で、両親からの相続で財産の引継ぎなしで、数千万円の預金があれば、それは実質的にご主人の財産であるだろうと調査官はみなします。

■預金のチェックが厳しい

税務調査で重点的にチェックされるのは、預金通帳です。世間話が一通り終わると、預金を中心に書類のチェックが始まります。まず、「亡くなった方の預金通帳をすべて見せてください」と要請があります。

通帳から、次のようなことをチェックしていきます。

- (1) 過去の大口支出が、何に使われているか?
 - (2) 相続直前に預金から引き下ろしたものが、申告に計上されているか?
 - (3) 定期的な支出が定期積金や生命保険、あるいは親族への生前贈与になっていないか?
 - (4) そうであれば計上または申告されているか?
- などです。

過去の預金一式について、調査官は預かり証を残して、持ち帰ることが多いです(後日返却してくれます)。

さらに、午後になり、貸金庫へ同行をお願いされることがあります。任意調査ですので、調査官がカギを空ける権利はありません。相続人がカギを持って、調査官の目の前で貸金庫を空けることになります。

このようにチェックが進み、問題点があれば調査の最後に調査官から指摘があります。

■税務調査後の流れ

指摘された事項については、その後、税理士と調査官の間で調整してきます。

最終的に、申告漏れが見つかれば、修正申告を求められることになります。相続税の税務調査の場合、修正申告書の提出割合は約85%です。

納税者が納得すれば、修正申告書を提出して、増差分の相続税を納めます。その後、税務署より過少申告加算税、延滞税の納付書が送付されます。これを納めて調査が終了となります。